陳情第１１３号	受理年月日	令和８年８月２０日
付託委員会	総務財政委員会	
件　　名	地域団体（まちづくり協議会・自治連合会）を通した公共サービスの実態調査及び是正を求める陳情について	

要　旨

若園校区の町内会長、老人クラブ会長、民生委員として加入率の促進、地域行事や市政だより配布などに努めながら、若園校区自治連合会にも加入し、地域づくりに関わってそれぞれ約10年になる。町内会員は高齢化かつ加入世帯が減る中で、所属する若園校区自治連合会事業における上納金や各種行事に対する労働力の負担が増大している。

そのような中で、加入する校区自治連合会の会計処理において、多くの不正事案が発生した。決算書に計上されるはずの市政だより配布手数料収入の未記載だけでなく、自治連合会関係者からの告発により、当団体の役員による規約で認められていない飲食経費の度重なる支出や、町内会員が合意していない市議会議員の政治資金パーティー券の購入費用等である。そこで、令和８年２月の会長会議において、これら不正支出について指摘し、事業費の使途の詳細を公表するよう求めたところ、「会計監査権限が会計監査員のみ」という理由で、非公表を貫いたままである。

そのため、当団体に対する不信感の高まりと、物価高の現下における連合会費（上納金）の不条理な値上げや、連合会費が町民にほとんど還元されていない現状を踏まえ、全町内会員の承諾を得て、令和８年３月31日付で若園校区自治連合会へ退会届を提出した。ところがその後、当団体が規約を変更し、「自治連合会の了承なき退会は認めない」など合意のないまま改定され、それを根拠に「退会を認めない」と主張している。こちらは弁護士にも相談し、自治連合会は任意団体であり民法上「退会には『了承』を必要としないこと」を確認し、連合会費の支払いも中止している。それを受け、令和８年度の市政だより配布作業を町内会単独で実施するため、昨年４月に既に退会した町内会と同様の手続を区役所

（続　く）

コミュニティ支援課にお願いしたところ、昨年退会した町内会には求めていない「自治連合会が退会を了承した書類」を求められ、市は調整中であるという説明のまま、判断を先送りされ４カ月が経過している。実態として退会した町内会分まで自治連合会上部、中間組織が受け取ることは公共事業として不適切であり、税金の無駄である。

また、若園校区まちづくり協議会において不正支出も発覚した。本来自治会未加入世帯を含む、対象者への公共サービスを行うべき地域総括補助金を校区自治連合会の会計に横流しし、自治連合会を経由してサービスを提供する体制をとっている。これは補助金の趣旨を逸脱した不正な会計処理である。これでは、自治連合会を退会すると本来受けられるべき公共サービスの利用継続が危ぶまれる。さらにこの地域総括補助金を財源（約100万円）とする使途の多くが環境視察活動の名目で毎年約70人のバス旅行となり、９割以上の住民に公平に行き届くことがない。一方で、現在、老人クラブいこいの家（２万円）、社会福祉協議会（５万円）の補助金が正当な理由もなく打ち切られ又は減額されており補助金の趣旨として理解できない。ついては、以下のとおり陳情する。

陳情事項

１．市政だより配布作業を委託する市として、契約先及び手数料の支払先を速やかに決定し、自治連合会への実態のない不必要な手数料の支払いを中止すること。

２．市は地域コミュニティーの促進、町内会加入率の向上を求めるのであれば、適切な会計処理及び情報公開を求めること。

３．地域総括補助金の実態調査及び事業方針の裁量の在り方の見直しを行うこと。自治連合会長と兼任することで公私混同する実態に目を向け、自治連合会の脱退後も公共サービスが不公平なく行き届く体制を構築すること。